

# 一般廃棄物最終処分場埋立処分計画

## 1.埋立処分基準

本計画の埋立対象物である不燃ごみから再生資源を回収し可燃物を取除いた後の破壊残渣、焼却残渣、処理飛灰は一般廃棄物であり、廃棄物処理法施行令第3条において、埋立処分が規定されていることから、施行令に基づき、下表のように埋立処分基準を定める。

### 埋立処分基準

- 1) 廃棄物が飛散・流出しないようにする。
- 2) 埋立処分に伴う悪臭・騒音・振動によって生活環境保全上支障が生じないように必要な措置を講じる。
- 3) 廃棄物の埋立処分のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講じる。
- 4) 周囲に囲いを設け、かつ、廃棄物の処分の場所であることの表示がされている場所で行う。
- 5) 埋立地からの浸出水によって公共の水域及び地下水を汚染するおそれがないように必要な措置を講じる。
- 6) 埋め立てる一般廃棄物（熱灼減量15%以下に焼却したものを除く）の一層の厚さは、概ね3m以下とし、かつ、一層毎にその表面を土砂で概ね50cm覆う。
- 7) 埋立地には、ねずみ・蚊・はえその他の害虫が発生しないようにする。
- 8) 埋立処分を終了する場合には、その表面を土砂でおおむね50cm覆うほか、生活環境保全上支障が生じないように当該埋立地の表面を土砂で覆う。
- 9) 浸出水処理施設で発生する汚泥は、含水率85%以下に処理した後埋立を行う。
- 10) 埋立対象物は、一般廃棄物のみとする。また、埋立物は全て中間処理施設で処理した後の残渣とする。
- 11) ばいじん等は、大気中に飛散しないよう措置を講じた後埋立を行う。
- 12) 運搬車に付着したばいじん等が飛散しないよう措置を講じる。
- 13) 埋め立てるばいじん等が埋立地の外に飛散し、及び流出しないよう措置を講じる。

## 2.埋立方式

管理型処分場の陸上埋立の場合、以下に示す埋立方式があるが、当該処理場は、悪臭発生防止及びごみが飛散しないように即日覆土を実施する。

したがって、セル方式による埋立方法を採用するとともに、埋立高 3m 毎に昼間覆土、最上層に最終覆土を行う計画とする。

埋立方式

サンドイッチ方式	<p>ごみを水平に敷きならし、ごみ層と覆土層を交互に積み重ねるもので、狭い山間などの埋立地で多く用いられている。しかし、埋立面積が広いと、覆土をするために必要な厚さの廃棄物層を確保するためには一日のまきだし面積を小さくせざるを得なくなり、結果としてごみ層に法面が生じる。</p> <p>法面にも覆土が必要となるので、この場合には実質上、セル方式となる。</p>
セル方式	<p>1日当たりの埋立ごみを法面を含めて覆土を行い、セル状にするものである。一つのセルの大きさは、通常1日の埋立量によって決まり、セルごとに独立した埋立層ができ上がるので、火災の発生及び拡大の防止、ごみの飛散、悪臭衛生害虫等の発生防止の効果は、サンドイッチ方式よりも大きい。しかし、覆土使用量は、サンドイッチ方式よりおおくなり、必然的に廃棄物処分量が減少する。また発生ガスや埋立層内の水の異動が阻害されるので、浸出水集排水施設、発生ガス処理施設の設置については、この点を十分考慮して計画する必要がある。</p>
投げ込み方式	<p>埋立地内へごみを投げ込むだけで、ごみを敷きならす事も締め固めることもしない。このため、力学特性の優れた地盤は期待できないし、ごみの散乱、悪臭発散、衛生害虫の発生等を防止することができない。ごみを衛生的、かつ計画的に埋め立てるためには、この方式によることは好ましくない。</p>

### 3.覆土計画

#### 1) 覆土の目的

覆土は、悪臭の発散防止、ごみの飛散・流出防止、衛生害虫獣の繁殖防止、火災の発生・延焼防止、並びに景観の向上等の周辺環境保全の対策に有効な手段である。

また、ごみの搬入、敷きならし・転圧作業、雨水の浸透防止等、埋立地の管理対策状の効果も大きい。しかし、覆土を大量に用いると、埋立処分量が減少したり、通気性が悪化するため、有機性ごみの分解が阻害される等のマイナス面もある。

#### 2) 本計画最終処分場における覆土計画

本計画最終処分場で実施する覆土は以下の3種類である。

##### (1) 即日覆土

即日覆土は、埋立層が定められた厚さに達したとき、もしくは、1日のごみ処分作業が終了したときに、①ごみの飛散防止、②ハエ等の衛生害虫発生防止、③臭気発生防止、④ごみの搬入、敷きならし・転圧作業管理等の目的で実施する。

本計画最終処分場においても、上記の項目を目的とした即日覆土を実施する。

##### (2) 中間覆土

中間覆土は、ごみの埋立がかなり進んだ時点で、即日覆土とは別に、ごみ搬入車の道路地盤、ダンプ通り場造成などに行う覆土や、比較的長期間放置される埋立部分の雨水排除を目的として実施される覆土をいう。

本計画最終処分場においても、上記項目を目的とし、さらに廃棄物処理法施行令に従い、埋立一層の厚さ概ね3m以下毎にその表面を土砂で概ね50cm覆うこととする。

##### (3) 最終覆土

最終覆土は廃棄物の埋立処分が終わったときに、最上層に実施する覆土で、景観、跡地利用、浸透水の削減等を目的に実施する。

本計画最終処分場においても、上記の項目を目的として、厚さ50cm以上の最終覆土を実施する。

#### 4.敷きならし転圧作業

搬入されたごみを敷均し、転圧することは、埋立容量の最大、ごみ層の安定化、跡利用及び周辺環境の保全等に大きな影響を及ぼす。このため、ごみの敷きならし・転圧作業は、ごみの種類や性状、埋立方式、埋立順序、使用機材等を総合的に検討して埋め立て作業を行う必要がある。これらの事項を考慮し、本計画におけるごみの敷均し・転圧作業は、次の通りとする。

- 1) 搬入されたごみの敷均し・転圧の方法は、搬入車両から下ろされたごみをグルドーザやローダ等で斜面の上方から落とし込む方式と、斜面に沿って押し上げる方式、水平に敷均す方法がある。作業性や安全性からは「水平方式」がよい。「落込方式」はごみ層厚を一定にする場合、短時間に多数の搬入車両を処理することができるが、傾斜面を大きくとると、下層になるほど廃棄物層が厚くなりやすく、転圧が不十分になりやすいので緩やかな傾斜とする必要がある。反面、「押し方式」はごみ層厚を一定にし、かつ転圧を十分に行うことができるが、登坂作業となるため、押す能力が削られ、効率が悪くなる。したがって、本計画における敷均し・転圧方法は、作業効率、作業の安全性から、水平面または傾斜面でも傾斜は5:1~10:1程度とする。
- 2) 敷均しのごみの厚さは30~50cmとし、この上を転圧機械で5~6回往復することとする。
- 3) 燃え殻等の飛散しやすいごみは、他のごみや土砂などと混合して埋立るとともに、必要に応じて散水する。
- 4) 転圧機械の運転時には、次のことに注意する。
  - (1) 周囲の作業員や車両は、埋立作業エリアに入れない。
  - (2) 法面近くやガス抜き管など設備の近くでは慎重な運転を行う。
  - (3) 埋立初期では、遮水シート破損の恐れがあり、転圧は慎重かつ緩めとする。また、急激な旋回は実施しない。
  - (4) 敷均し・転圧は、下流方向で実施するとごみ層のずれが発生しやすく、遮水シートの破損につながることを懸念されるため、上流側に向かう方向で実施する。